

國多胡郡辨官符碑文銘曰、太政大臣二品穗積親王、左大臣正二位石上尊此文系圖有、布留社あり、
〔糸井家日記〕丹波家七頭七組事

當國○丹ノ巨細ハ、元ト内裏ノ悠基御領ト申ニテ、大昔ヨリ庄司下司ノ家ニテ國中ヲ治メ、弓矢ヲ磨キ來ルユエ。○申第一家ノ系圖ヲ大事ニ致シ、先祖代々ノ筋目ヲ急度立來リ申ユエ、他國ノ如クニ、カセモノ、仕上ゲテ人司ニナルハナク候家々ニ先祖代々ノ系圖ヲ持申候、丹波士ト昔ヨリ云モ、一カタナラヌ物筋ノ家々ユエニテ候、信長モ假和儀ノ時、人々ノ先祖ヲ一々聞カレ、舌ヲマキ感心致サレ候。

〔宮川舍漫筆〕系圖の奇驗

予○宮川 次男を従弟なる加藤家を繼しめたり、此家の系圖は、小身には珍敷委しき系圖にて、神代は天兒屋根命より引、大纖冠の末裔にして、いと細密なる事、筆に盡しがたし、この系圖につきて一つの話あり、予叔父なるもの至て貧しき折、出入の町醫師高木貞庵といへる者ありしが、文政のはじめ、此醫師系圖を見て、殊の外懇望にて、金子貳圓金にて預りし處、其翌年醫師來り、昨年御預の品、まづ返上いたし度よし、叔父がいはく、我家大切の品に候ま、何れ其内金子調達の上受取べしと答ければ、醫師、金子はいつにても宜敷、御系圖は返上いたし度候、其子細は、手前家の者、昨年より兎角病人勝にて、種々手を盡し、其上愚成る事ながら家相又は方位にてもあしきにやど、卜者井上東馬といへる者に占はせし處此卜者は、あづま橋向にて高名の者也、これは何か有間敷品の障のよし申聞候處、さし當り他所よりの品は御系圖より外に心當りの品も無之候儘、右故御返し申度といへるに任せ請取候處、不思儀なるかな、其後彼醫師方の病人も全快せし由にて、右の醫師禮に來りしこ云、叔父方にては、金子返金になれば、此方こそ禮をいふべきを、向方よりの禮は、おかしと嘶されける、